

令和8年度（2026年度）

熊本県奨学のための給付金/熊本県専攻科の 生徒への奨学のための給付金の申請について

熊本県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学の実意のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。一部早期給付を申請された方につきましては、残額分の申請が必要になるのでご注意ください。

1 給付金額（年額） （新制度）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円		52,100円
2	住民税非課税世帯	152,000円	52,100円	
3	年収が270～380万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯）	50,670円	17,370円	
4	年収が380～490万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割の合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯）	38,000円	13,030円	
5	年収が380～600万円相当の多子世帯 （生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人 以上の世帯）			13,030円

※ 1年生で一部早期給付（4～6月分）の交付申請を行っている場合、7月1日現在の世帯区分の年額から一部早期給付の相当額を差し引いた額での申請になります。

(旧制度)

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円		52,100円
2	住民税非課税世帯	152,000円	52,100円	
3	年収が270～380万円相当の世帯 (保護者等全員の住民税所得割の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯)			10,420円
4	年収が380～600万円相当の多子世帯 (生計維持者全員の住民税所得割の合算額が 105,500円以上264,500円未満で扶養する子が 3人以上の世帯)			10,420円

※ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である高校生等には支給制度があり、支給金額は以下のとおりです。なお、生活保護世帯は対象外です。

世帯区分 学校区分	所得割合算額が0円 以上100円未満の世帯 (非課税世帯)	所得割合算額が100 円以上105,500円未 満の世帯	所得割合算額が 105,500円以上 182,500円未満の世 帯	所得割合算額が 105,500円以上 264,500円未満の多 子世帯
専攻科以外	81,000円	27,000円 (対象外)	20,250円 (対象外)	
専攻科	81,000円 (81,000円)	27,000円 (16,200円)		20,250円 (16,200円)

※ () 内は旧制度の金額。

2 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、高校生等が在籍する私立高等学校等を通じて **1月末頃に書面で結果をお知らせする予定です。**

3 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。**交付の時期は1月末日を予定しています。(書類不備等で給付が遅れる場合があります。)**

なお、申請書に虚偽の記載を行うなどして、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

4 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、令和8年(2026年)7月1日時点で在学して

いる高校生等の保護者のうち、次の要件の全てに該当する方です。

【専攻科以外】

○新制度

- (1) 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、熊本県奨学のための給付金交付要項別表第5の規定に該当する者。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること又は高校生等の保護者等全員の住民税所得割の合算額が次のいずれかに該当すること。※家計急変は別途案内します。
 - ア 0円以上100円未満（非課税世帯）
 - イ 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）
 - ウ 105,500円以上182,500円未満（年収380～490万円相当の世帯）

○旧制度

- (1) 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、熊本県奨学のための給付金交付要項別表第6の規定に該当する者。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること又は高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと。※家計急変は別途案内します。

【専攻科】

○新制度

- (1) 対象となる生徒が認定基準日時点で高等学校専攻科に在学し、かつ、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要項別表第5の規定に該当する者。
- (2) 生徒の生計維持者が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生徒の生計維持者全員の住民税所得割の合算額が次のいずれかに該当すること（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）。※家計急変は別途案内します。
 - ア 0円以上100円未満（非課税世帯）
 - イ 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）
 - ウ 105,500円以上264,500円未満（年収380～600万円相当の世帯）※ウについては、扶養する子等が3人以上の多子世帯に限る。

○旧制度

- (1) 対象となる生徒が認定基準日時点で高等学校専攻科に在学し、かつ、熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付要項別表第6の規定に該当する者。
- (2) 生徒の生計維持者が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生徒の生計維持者全員の住民税所得割の合算額が次のいずれかに該当すること（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）。※家計急変は別途案内します。
 - ア 0円以上100円未満（非課税世帯）
 - イ 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）
 - ウ 105,500円以上264,500円未満（年収380～600万円相当の世帯）※ウについては、扶養する子等が3人以上の多子世帯に限る。

- ※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。
- ※ 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校又は県に連絡してください。

5 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

生活保護（生業扶助）受給世帯（専攻科を除く）

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
※ 7月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- ③ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（写し）（高等学校等就学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）
※旧制度対象者の場合は、高校生等・新修学支援金等の支給決定通知書（写し）（高校生等・新修学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）
- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の見開き1ページ目やキャッシュカードのコピー等）
※「貼付け台帳」に添付して提出してください。
※ 給付金は福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用ください。
- ⑤ 「扶養誓約書」 ← **⑤は必要に応じて提出**
※ 親権者以外の生計維持者1名に扶養されており、その者の生業扶助受給証明書等を提出する場合のみ

生計維持者全員の住民税所得割の合算額が次のいずれかに該当する世帯（専攻科を除く）

- ア 0円以上100円未満（非課税世帯）
- イ 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）
- ウ 105,500円以上182,500円未満（年収380～490万円相当の世帯）

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」
- ② 保護者等全員分の令和8年度（2026年度）分の住民税所得割額が確認できる書類のうち次のいずれか1種類（写し可）。
ただし、個人番号カードの写し等による提出は住民税非課税世帯に限ります。
※「課税証明書等」と「個人番号カードの写し等」のどちらを提出するかは在学している学校で決まっています。学校からのお知らせ等を確認してください。

<課税証明書等（以下のいずれか1種類）>

- ・課税証明書（市町村役場で発行）
- ・特別徴収額の決定・変更通知書（勤務先を通じて配布）
- ・納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

<個人番号カードの写し等>（住民税非課税世帯のみ提出可能）

- ・個人番号カードの写し等、個人番号が確認できる書類

※「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付し、「調査等同意書」と併せて提出してください。

- ③ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書（写し）（高等学校等就学支援金等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）

※旧制度対象者の場合は、高校生等・新修学支援金等の支給決定通知書（写し）（高校生等・新修学支援等の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）

- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の見開き1ページ目やキャッシュカードのコピー等）

※「貼付け台帳」に添付して提出してください。

※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。

- ⑤ 「扶養誓約書」

※親権者以外の生計維持者1名に扶養されており、その者の課税証明書等を提出する場合のみ

- ⑥ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

⑤及び⑥は必要に応じて提出してください。

専攻科の生徒で、生計維持者全員の住民税所得割の合算額が次のいずれかに該当する世帯

ア 0円以上100円未満（非課税世帯）

イ 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）

ウ 105,500円以上264,500円未満（年収380～600万円相当の多子世帯）

- ① 「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」

- ② 保護者等全員分の令和8年度（2026年度）分の住民税所得割額と扶養人数が確認できる課税証明書

- ③ 高等学校等専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書（写し）（高等学校等専攻科修学支援金の支給が未決定の場合は、住民票の写し等）

- ④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の見開き1ページ目やキャッシュカードのコピー等）

※「貼付け台帳」に添付して提出してください。

※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。

- ⑤ 「扶養誓約書」

※「ア」及び「イ」の世帯で、かつ父母以外の生計維持者1名に扶養されており、その者の課税証明書を提出する場合のみ。

⑥ 「扶養親族申告書等」

※「ウ」の世帯のみ

※今年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合は、別途証明書類が必要になります。詳細は扶養親族申告書をご覧ください。

⑦ 着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である場合は、「罹災証明書」と「制服の再購入に係る誓約書・制服の再購入に係る証明書」を提出してください。

⑤、⑥及び⑦は必要に応じて提出してください

※ 受給回数に関して、全日制は3回、定時制・通信制は4回を上限とします。ただし、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者については、全日制は4回、定時制・通信制は5回となります。また、専攻科においては2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限となります。

学校への提出期限： 令和8年（2026年） 月 日（ ）

学校の連絡先： - -

6 保護者等の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行ってください。